

鳥羽商店会協同組合 『とば商店会商品券』

お早目に ご利用ください!!



平素は、鳥羽商店会協同組合が発行する『とば商店会商品券』ご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

このたび、平成29年12月22日（金）をもちまして、商品券の取扱いを終了させていただきます。12月22日以降は、ご利用出来なくなりますので、ご注意ください。

商品券をお持ちのお客様には大変ご不便お掛け致しますことをお詫び申し上げます。

なお、取扱い終了後には商品券の払戻しを行います。詳しくは下記の連絡先までお問い合わせください。

鳥羽商店会協同組合

TEL : 0599-25-2208 (10:00~16:00、土・日・祝日を除く)

商品券の取扱いは

平成29年

12/22(金)

まで!!

鳥羽商店会協同組合発行の 『とば商店会商品券』 払戻し手続きについて

平素は、鳥羽商店会協同組合が発行する『とば商店会商品券』をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

このたび、鳥羽商店会協同組合が過去に発行しました商品券につきましては、平成29年12月22日（金）をもって、取り扱いを終了させていただきました。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記のとおり払戻し（現金との交換）をさせていただきますので、商品券をお持ちの皆様は、受付期間内にお申し出いただきたく存じます。

なお、受付期間にお申し出されない場合は、本払戻し手続きから除斥されますので、お早めにお手続きいただきますようお願い申し上げます。

お客様には大変お手数をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願い致します。

◆対象となる商品券の名称及び券額面

鳥羽商店会協同組合発行の商品券『とば商店会商品券（500円券）』



◆払戻し実施者

鳥羽商店会協同組合

◆払戻し申出期間

平成29年12月23日（土）から平成30年3月31日（土）まで
※受付期間内の午前10:00～午後4:00（土、日、祝日を除く）

◆払戻しの申出方法

上記の受付期間内に、鳥羽商店会協同組合に商品券をご持参の上、お申し出下さい。

また、諸事情によりお越しいただけない場合は、郵送による申出も受け付けますので、下記のお問合せ先にご連絡下さい。

◆払戻しの方法

券額面に応じた金額を現金にて払戻しさせていただきます。

◆お問合せ先

鳥羽商店会協同組合

〒517-0011 鳥羽市鳥羽2丁目1番19号

TEL 0599-25-2208（10:00～16:00、土・日・祝日を除く）